

## 第19回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年5月28日（月）午後7時～9時

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、栂川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、  
渡辺委員

事務局

企画政策課 緑川課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、星副主査、  
石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）前回会議の修正意見の反映結果について

前回の会議で各グループから出た修正意見の反映結果（案）について、清水座長から説明した。この反映結果（案）について、再度各グループで確認作業を行い、確認事項や意見等を発表した。各グループの発表内容の概要及び座長からの発言内容は以下のとおり。各意見等の取り扱いについては、座長と事務局で協議することとした。

#### 【Aグループ】

- 中長期的な市政運営の指針のイメージは、どういったものを想定しているのか。  
→総合計画を含め、市の中長期的な計画を策定するとなった場合に、ある程度、どのような形にも対応できる（読める）表現として、「中長期的な市政運営の指針」という表現にしていますので、現段階での具体的な想定はありませんが、現在の市の計画で言えば、総合計画が該当します。（清水座長）
- 行政改革の推進については、市民参画の下進める、行政評価については、市が事務的に進め、市民に対して結果を公表し、行政改革に繋げるという流れはよいのではないか。
- 行政評価が「自立」に結びつくというのがイメージしにくい。行政改革、行政評価が何をやっているのか、市民には分かりにくい。

### 【Bグループ】

○ 総合計画の規定の時には、基本構想について議会の議決を得ることとされていたが、今回の修正案には、それが無い。どのような議論があって削除したのか。

→現行どおり、総合計画という形で行くのであれば、どこまでを議会の議決対象とするのかとなった時に、基本構想の部分ということで判断できますが、総合計画ではない形で中長期的な市政運営の指針を定める場合を考えると、指針の具体的な体系や内容は不明であり、現段階で、どこまでを議決の対象とするのかについて判断することは難しいことから、今回は、議決に関する文章は削除したところです。(清水座長)

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5 条例素案の内容」の内、「10 条例の推進及び検証」に関し、推進・検証機関の具体的な内容について、グループごとに検討を行い、その内容について発表を行った。なお、検討にあたっては、事務局からあらかじめ、推進・検証機関の形態についてパターンを提示し、その内、いずれが適当なのか、その理由は何かについて検討することとし、形態以外の点で重要な点についても、併せて検討した(詳細は、会議資料を参照)。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

#### (1) 各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

そもそも機関が必要なのかということから、逆に、機関を設置することで、推進の動きが鈍るのではないかとということになった。

このため、文章としてはまとめられなかったが、イメージとしては、条例の推進に向けた取り組みは、各主体がそれぞれの立場で行うことを前提に、市が推進に向けた進行管理を行い、必要があると認められる時に、見直しのための機関を設置するということがよいのではないかと。

##### 【Bグループ】

推進については、市が行う一方、検証については別機関が行うべきというところまでしかまとまらなかった。

検証については、市が別に設置する場合、その人選の仕方によって、どこまで深くできるかが決まってくる。また、議会が検証を行うという意見もあった。

## (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。

今回検討した箇所は、グループの中でも意見をまとめるのが困難であったというところからも分かるように、様々な考え方があっていいところであり、私としても講評は非常に難しいなというのが、正直な感想であります。また、検討する中で、「推進」と「検証」という言葉の捉え方により、考え方が大きく変わってくるのではないかと感じたところです。

「推進」ということについては、Bグループからは、市を絡めた形で行うべき、Aグループからは、各主体が推進していくということを前提にという意見がそれぞれ出されました。この点については、各主体が推進していくということを前提にしつつ、市が推進のための機関を設置するという方向で検討していくべきではないでしょうか。

その上で、Aグループの意見に結びついてくると思うのですが、見直しのための機関については、市長が必要と判断した時に設置するという形にするというのが、両グループの意見を踏まえた落とし所なのかなという気がしています。

また、Bグループからは、議会が検証を行うという意見も出ていましたが、ここで議論しているのは、議会に条例の改正案を出す前に、行政の側で改正案を作成する際、どのような機関が考えられるのかということです。ご理解いただければと思います。議会は、最終的に、条例の改正案について議決する権限をもっていますので、最終的な検証を行う組織であることは間違いありません。

今回の検討箇所については、先程も申し上げましたとおり、各グループの中でどのような意見が出たのか、個人としての意見も踏まえて、私と事務局で調整させていただきたいと思いますので、発表した以外の内容で、考慮すべきものがある場合には、事務局まで連絡していただければと思います。

以上で私からの講評といたします。

## 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

また、今回検討した箇所で追加で考慮すべき事項の事務局への報告期限は、6月4日（月）とした。

## 5 閉会